学　　則

第１条（開講目的）

当社にて介護職員初任者研修事業を開設し、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行なうことができるようにすることを目的とする。

第２条（研修事業の名称）

「株式会社ジェイコム 介護職員初任者研修」とする。

第３条（実施場所）

株式会社ジェイコム 本社 ３階研修室

第４条（研修時間）

講義・演習１３０時間　、筆記試験１時間

第５条（研修カリキュラム）

研修は、開始した日より８カ月以内に修了すること。８カ月以内に修了できない場合は、退講したものとする。

１．研修カリキュラム	計１３０時間
１）職務の理解	６時間
２）介護における尊厳の保持・自立支援	９時間
３）介護の基本	６時間
４）介護・福祉サービスの理解と医療との連携	９時間
５）介護におけるコミュニケーション技術	６時間
６）老化の理解	６時間
７）認知症の理解	６時間
８）障害の理解	３時間
９）こころとからだのしくみと生活支援技術	７５時間
１０）振り返り	４時間
２．筆記試験	１時間

第６条（講師）

当講座の講師は、別紙のとおり

第７条（研修修了の認定方法）

原則として、全科目の完全履修及び、筆記試験において６０点以上の評定を修めた者を認定とし、別に定める様式にて、修了証明書を交付する。

第８条（補講、補講レポート、補講料）

やむを得ない事情により、研修カリキュラムの一部を受講できなかった場合は、補講を受講または補講レポートの提出により修了とする。ただし、講義・演習１５時間までとする。

なお、補講料は、１時間当たり１，１００円（税込）とする。また、補講レポート料は、対象時間数に１，１００円（税込）を乗じた金額とする。

このほか、他の事業者が行なう研修で補講を受ける場合は、その事業者が定める補講料を支払うものとする。

第９条（再試験、再試験料）

筆記試験で６０点未満だった者は、本人からの再試験申請により、当社が指定する日時に再試験を実施する。なお、再試験料は、１回につき２，２００円（税込）とする。

第１０条（開講日）

平成２５年５月１５日より開講予定

第１１条（受講資格）

健康な方で、全てのカリキュラムに出席できる者

委託訓練の場合は、公共職業安定所長の受講指示者、受講推薦及び支援指示を受けた離職者等

第１２条（募集人員）

２０名

委託訓練の場合は、募集要項に沿った定員で募集する。

・募集方法　一般募集

新聞折り込みチラシ、募集ポスターの配布・掲載、介護関係施設への働きかけ、ホームページでの募集、諸団体への働きかけ等

第１３条（受講手続き）

１．募集期間　　指定され次第受講生を募集する。

２．手続き書類　　受講希望者は、別紙「受講申込書」並びに必要書類に、所定の項目等を記入して研修事業者に提出する。

３．受講者決定の方法　原則として申込順とする。一度に多数の申し込みがあった場合は、当研修受講への緊急度等を考慮して決定する。

４．書類提出先　〒793-0073　愛媛県西条市氷見丙 477 番地
株式会社ジェイコム　総務部 人材教育

第１４条（受講申込時における本人確認）

運転免許証・パスポート・国家資格等の免許証又は登録証等、顔写真入りの証明書の提示により行う。提示できない場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出を求める。

第１５条（受講料、テキスト代）

１．受講料	５７，９７０円
２．テキスト代	８，０３０円
合　計	６６，０００円（消費税込み）

但し、委託訓練は、受講料を無料とし、テキスト代のみ受講生の負担とする。

第１６条（受講料支払い後の返還の可否等）

受講者の都合による当講座の退講は、原則として支払い後の受講料等を返還しない。

第１７条（その他注意事項）

１．研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修事業者に係る秘密の保持について十分留意する。

２．研修事業の実施者は、受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導する。

附　則

この学則は、愛媛県知事から介護職員初任者研修事業として、指定を受けた日から実施する。